

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

- 発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peacedepot@y.email.ne.jp
- 編集責任者 梅林宏道
- 郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

65 98/3/15

¥100

法的根拠のないイラク攻撃

「国際紛争の武力によらない解決」こそ課題

米国によるイラクへの武力行使の危機は、2月23日の国連とイラクの合意、および米国がこの内容を了承したことによって、ひとまず回避された。しかし、これに続く3月2日の国連安保理決議は、イラクが合意に違反した場合には「もっとも深刻な結果をもたらすであろう」と警告しており、イラクをめぐる緊張は依然解けていない。本号では、一連の危機を考える際に手がかりとなる国連文書の一部を紹介する。

紹介するのは、以下の3文書である。
(3~5ページに掲載)

- (1) 湾岸戦争停戦安保理決議(抄)(決議687、1991年4月3日)
- (2) 国連とイラクの合意文書(了解覚書、1998年2月23日)
- (3) 国連とイラクの合意を支持する安保理決議(決議1154、1998年3月2日)

(1)の湾岸戦争停戦決議(687)は、国連によるイラクの大量破壊兵器の査察と、経済制裁を根拠づける出発点になっている。この停戦決議による義務にイラクが違反しているというのが、米国が武力行使を正当化しようとした最大の論拠である。その義務とは、化学兵器・生物兵器およびそれらに関係する物資、核兵器に関係するすべての物資、射程150キロメートルを超えるすべての弾道ミサイルと、それらの研究・製造施設を破壊することである。

ここで問題となるのは、第一に、イラクがこれらの義務に本当に違反しているのか。第二に、イラクに義務を履行させるために武力行使という手段を用いることが、国際法上認められるか、ということである。

第二点に関しては、米国は、この決議

が安保理決議678の関連決議であることを主張した。決議678(1990年11月29日)は、クウェイトを侵攻したイラクを非難し、加盟国がイラクに対して「すべての必要な手段を用いることを許可する(主文2)」

とした武力行使容認決議である。たしかに停戦決議(687)は、冒頭でこの決議678を「再確認する」としている。しかし、「国境の侵犯」という事態を受けて湾岸戦争の開戦を容認した決議が、すでに停戦

米第3回未臨界実験、3月後半か

第3回目の米国の未臨界実験について、新しい情報が米西海岸の「トライ・バレー・ケアーズ」というよく知られた運動体から伝えられた。本誌第56・57号で紹介した記事(同じく西海岸の著名な組織である「西部諸州法律財団」からの情報にもとづいた)とは、実験のコード・ネームがくい違っているが、その理由は今のところ明らかではない。

新しい情報によると、未臨界実験はこれまでと同じネバダ核実験場のU1a施設で行われ、時期は3月末ごろ(3月後半のいつでも可能性がある)と解釈される。実験はロスアラモス研究所が分担し、コード名は「ステージ・コーチ」(駆馬車)と呼ばれる。前回の情報では、やはりロスアラモスが分担し、コード名は「ブーメラン」とされていた。

ロスアラモスが分担した第1回実験

「リバウンド」は、平板状の金属飛行体を高性能火薬の爆発力でプルトニウムにぶっつけて、超高温、超高動圧力下におけるプルトニウムの性質を調べた。合計で高性能火薬約75kg、プルトニウム約1.5kgを使って、爆発力のことなる3個の実験が同時に行なわれた。

今回の情報によると、「ステージ・コーチ」は5個の実験を同時に行うが、うち4回は「リバウンド」と同じような平板金属飛行体実験であり、残りは「最新技術実験」であるとされる。合計で高性能火薬を約116kg、プルトニウムを約1.3kg使う。

4回目の未臨界実験は「バグパイプ」(このコード名は前回記事と同じ。皮革製の民族楽器の名称)、さらに「シマロン」、「アコーディオン」とつづく。米エネルギー省の最初の発表では、今年の9月末までにこれらすべてを行うことになっている。M

後7年近くを経たいまでも有効であるという議論は、筋が通らない。

また、これらの国際法上の問題については、国連が国際司法裁判所(ICJ)に付託し、ICJの勧告的意見を仰ぐべきではないかとの意見が、世界の平和運動の中で提起されている。そこでひき合いに出されているのは、1992年1月のガリ前事務総長報告「平和への課題」である。この中で、ガリ前事務総長は、「安保理が、国連憲章第36条、37条によって与え

られている、紛争をICJなどに付託するよう加盟国に勧告する権限について注意を促したい」、「ICJへの依存度を高めることは、国連の平和創造活動に大きく貢献するだろう」としている。

イラン・イラク戦争のときに、炭疽菌株を米国がイラクに与えたという証言(フランシス・ボイル教授、「国際法」)が示すように、問題視されているイラクの生物兵器の基礎技術は、米・英からきていると考えられる。大量破壊兵器の監視と禁止

は、当然ながら、イラク一国の問題ではなく、国際社会全体の課題である。この点に関しては、停戦決議(687)自身が、前文および主文14(資料1参照)で強調している。この中で言われている大量破壊兵器の中には、核兵器が含まれなければならないことは言うまでもない。すでに締結されている化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、核軍縮関連の諸条約などの今後の発展が求められている。(川崎哲、梅林宏道)M

4~5月 ジュネーブ

核不拡散条約準備会議に合わせて 核軍縮NGOが結集

核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会が4月27日から5月8日までジュネーブで開かれるのに合わせて、市民レベルでもジュネーブで軍縮問題の重要な会議が多く開かれようとしている。行事の日程を別表に掲げる。

核兵器廃絶ネットワーク「アボリション2000」は、5月1日(金)~2日(土)に年會を開き、2000年までの運動戦略について討論をするほか、さまざまなテーマ別のセミナーや討論会を開催する。

●「中堅国構想」の出発

テーマ別の会議でとくに注目されるのはカナダの元軍縮大使ダグラス・ロウチ氏が中心となって、「中堅国構想(MP I)」の会議が開かれ(5月2日午後)、新しい運動が開始されることである。

これは、私見によれば、これまで国際政治のなかで核兵器廃絶運動は「核保有国」対「非同盟運動」という構図のなかで行われていたものを、根本的に変えるようなアイデアである。つまり、核兵器問題に熱心な中堅国の連合をNGOの力で作りだして、「核保有国」へのもう一つの対抗軸を作ろうという活動が開始される。カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、エジプト、マレーシア、日本などがそこには含まれる。これらの国の政府が、まず第一段階として「核警戒体制の解除」「第一不使用の誓約」などで共同行動をとることを求める、という案が提案されている。

この構想については、本誌でよりくわしく紹介する予定である。

●ハーグ平和アピール1999

5月8日(金)~9日(土)には、「ハーグ平和アピール1999」(HAP99)の第2回組織委員会とワーキング・グループ会議が開催される。PCDSも組織委員として参加する。

HAP99は1899年にハーグで開かれた

NGO行事日程

NPT再検討会議準備会・会期中

- 毎朝8時~9時:「アボリション2000」打ち合わせ会議
- 午前9時~10時:「NGO軍縮委員会」による説明会
- 4月26日(日)
時間未定:NGO出席者のための「NGO軍縮委員会」オリエンテーション
- 4月27日(月)
98年NPT再検討会議準備会開会
午前/午後:「アボリション2000」街頭活動・デモ
午後1時~3時:ビジャリー・ハミルトンー世界平和のための作品発表
夕方:諸宗派リーダー/宗教団体作業グループによる歓迎会と会議
- 4月28日(火)
午後2時~4時:アボリション2000/INES/INESAP/IALANA/IPB/LCNP共催:核兵器のない世界をめざして:J・ロードブラット、D・ロウチ、J・ウイリアムズ、M・ゴルバチョフ、N・マンデラなど予定。
- 4月29日(水)
午後:NPT再検討会議準備会でNGO発言(未確定)
午後5時~7時:「アボリション2000」作業グループ:CTBTを超えて
- 4月30日(木)
午後1時~2時:説明会:多国間核軍縮会

第1回万国平和会議の100周年を記念し、21世紀の平和戦略を議論するための会議である。くわしくは、本誌62号の冒頭記事を参照していただきたい。

「戦争の禁止」を全体テーマとするが、軍縮(軍備撤廃)、国際法の強化、紛争予防と平和的解決の三つのテーマについてワーキング・グループが作られる。99年会議のプログラムを決定することが緊急のテーマであり、活発な会議になると予想される。PCDSは沖縄とハーグ会議を結ぶことの重要性を訴え、努力している。(梅林宏道)M

議に向けて(オーエン・グリーン)

午後2時~4時:INESAP/IALANA-核兵器禁止条約:政治戦略と検証問題
午後5時~7時(暫定):オタワプロセスから学ぶ:地雷反対運動家と核軍縮運動家の会議(IPB主催)

5月1日(金)

午後:「アボリション2000」年會

5月2日(土)

午前:「アボリション2000」年會

午後1時~6時:「中堅国家構想」會議(ダグラス・ロウチ)

5月4日(月)

午後1時~3時:「放射能の健康障害」作業グループ(ヒチ・タウなど)

午後5時~7時:NATO拡大について(世話人:コラ・ワイズ)

非核地帯国際會議相談会(INESAPなど)

5月5日(火)

午後1時~3時:「核戦略とICJの勧告的意見」作業グループ

午後5時~7時:「持続可能なエネルギー」作業グループ

5月6日(水)

午後5時~7時:太平洋女性グループ:核廃棄物、植民地主義、環境人種差別

5月8日(金)

NPT再検討会議準備会閉会

5月8日(金)

「ハーグ平和アピール1999」組織委員会または作業グループ會議

5月9日(土) 同上

全文は、想起すべき関連諸決議・諸条約などを列挙した前文と、計10章34項目の本文からなる。本文の内訳は、以下の通り。(A～I章などの見出しは訳者が便宜上つけたもの)

本文1:13の関連決議の再確認/A(本文2～4):イラク・クウェイト間の国境の画定/B(本文5～6):国境地帯の国連監視ユニット/C(本文7～14):大量破壊兵器等/D(本文15):クウェイトの財産の返還/E(本文16～19):外国政府等の損害等に対する賠償/F(本文20～29):経済制裁措置/G(本文30～31):クウェイト人等の帰還/H(本文32):テロ/I(本文33～34):停戦

このうち、今回のイラク危機でとりわけクローズアップされている、大量破壊兵器に関する章(C)の全文と、経済制裁に関する章(F)のうちの制裁解除に関する一項を以下に掲載する。

国連安保理決議687(抄)

(1991年4月3日、安保理第2981回会合で採択)

安全保障理事会は、

C (大量破壊兵器等)

7. イラクに対し、1925年6月17日ジュネーブにおいて署名された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関するジュネーブ議定書の下での義務を無条件に再確認し、1972年4月10日の細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約を批准することを慫慂(しょうよう: 誘い勧めること)する。

8. イラクが、次に掲げるものの国際的監視の下での破壊、撤去または無害化を無条件に受け入れることを決定する。

(a) すべての化学兵器および生物兵器ならびにすべての化学剤および生物剤の在庫ならびにすべての関連補助装置および構成部分ならびにそれらのすべての研究、開発、支援および製造のための施設。

(b) 射程距離150キロメートルを超えるすべての弾道ミサイル、関連する主要部品ならびにそれらの修理および生産のための施設。

9. 本文8の履行のため、次のとおり決定する。

(a) イラクは、この決議の採択15日以内に、本文8に定めるすべてのものの所在地、数量、種類に関する申告書を事務総長に提出し、以下に定める緊急現地査察に合意する。

(b) 事務総長は、適当な政府および、適当な場合には、世界保健機関事務局長と協議して、この決議の採択後45日以内に、安全保障理事会の承認を得るために、当該承認の後45日以内に以下の行動の完了を求める計画を作成し、同理事会に提出する。

(i) イラクの生物兵器、化学兵器およびミサイルに係る能力の即時に現地査察を実施する特別委員会の設置(このような査察は、イラクによる申告または特別委員会自体による追加的所在地の指定に基づいて行われる。)

(ii) 本文8(a)に定めるすべてのもの(本文9(b)(i)の下で特別委員会により指定される追加的所在地にあるものを含む。)を、公共の安全の必要性を考慮しつつ、破壊、撤去または無害化するため、イラクがその所有権を特別委員会に譲渡することおよび、本文

8(b)に定めるミサイルに係るあらゆる能力(発射装置を含む。)を特別委員会の監督の下にイラクが破壊すること

(iii) 本文12および13において要請されている国際原子力機関の事務局長に対する特別委員会による援助および協力の提供

10. イラクが本文8および9に定めるいかなるもの使用、開発、建設または取得も行わないことを無条件に約束することを決定し、事務総長に対し、特別委員会と協議して、イラクによるこの規定の遵守を将来にわたって継続的に監視しおよび検証するための計画を作成し、この決議の採択の後120日以内に安全保障理事会の承認を得るために同理事会に提出するよう要請する。

11. イラクに対し、1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下での義務を無条件に再確認するよう慫慂(しょうよう)する。

12. イラクが核兵器、核兵器に利用可能な物質、核兵器のいかなる補助装置もしくは構成部分またはこれらに関係するいかなる研究、開発、支援もしくは製造のための施設の取得または開発も行わないことに無条件に同意すること、イラクがこの決議の採択の日から15日以内に、上に掲げるすべてのものの所在地、数量および種類に関する申告書を事務総長および国際原子力機関の事務局長に提出すること、イラクが自己の核兵器に利用可能なすべての物質を本文9(b)にいう事務総長の計画において定められる特別委員会の援助と協力の下での保管および撤去のために国際原子力機関による専管的管理の下に置くこと、イラクが本文13に定めるアレンジメントに従って緊急現地査察および上に掲げるすべてのものを時宜により破壊、撤去または無害化することを受け入れること、および、イラクが本文13に定めるイラクによるこれらの約束の遵守を将来にわたって継続的に監視しおよび検証するための計画を受け入れることを決定する。

13. 本文9(b)にいう事務総長の計画において定められる特別委員会の援助と協力の下で、イラクの申告および特別委員会による追加的な所在地の指定に基づいて、イラクの核兵器に係る能力を即時に現地査察を実施すること、本文12に掲げるすべ

てのものを時宜により破壊、撤去または無害化することを求める安全保障理事会に提出するための計画を45日以内に作成すること、同計画を安全保障理事会による承認の日から45日以内に実施すること、および1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下でのイラクの権利および義務に留意しつつ、主文12のイラクによる遵守を将来にわたって継続的に監視しおよび検証するための計画(国際原子力機関の保障措置がイラクのすべての関連原子力活動に適用されることを確認するための同機関の検証および査察の対象となるイラクのすべての核物質の一覧表を含む。)を作成し、この決議の採択の日から120日以内に安全保障理事会による承認を求めるため同理事会に提出することを、事務総長を通じて、国際原子力機関の事務局長に対して要請する。

14. この決議の主文8、9、10、11、12および13においてイ

ラクによりとられることとなっている行動は、大量破壊兵器およびこの運搬のためのすべてのミサイルが禁止される地帯を中東において確立するという目標および化学兵器の世界的な禁止という目的に向けての措置となることに留意する。

F. (経済制裁措置)

22. 安全保障理事会が主文19において要請されている計画を承認しならびにイラクが主文8、9、10、11、12および13において想定されているすべての行動を完了したことにつき同意したときは、決議661(1990)に定めるイラクを原産地とする物品および製品の輸入の禁止ならびにこれらのものに係る資本取引の禁止はその後効力も効果も有しないことを決定する。

(訳:既存の訳文に編集部が手を加えた)

資料2 国連とイラクの合意文書

国連とイラク共和国の了解覚書(全文)

(1998年2月23日、バグダッドにて、アナン国連事務総長とアジズ・イラク副首相が署名)

1. イラク政府は、国連安保理の決議687および715(ともに1991年)ほかの関連決議をすべて受け入れることを再確認する。イラク政府は、UNSCOM(国連大量破壊兵器廃棄特別委員会)とIAEA(国際原子力機関)の活動に完全に協力することを繰り返し保証する。
2. 国連は、イラクの主権と領土保全の尊重に対するすべての加盟国の責任について再確認する。
3. イラク政府は、1で言及されている諸決議に従って、UNSCOMとIAEAに対し、即時、無条件、無制限の出入りを認めることを保証する。UNSCOMは、安保理の諸決議の下で委任された権限の履行にあたり、国家の安全、主権ならびに尊厳に関する、イラクの正当な懸念に配慮することを保証する。
4. 国連とイラク政府は、この覚書の付属文書で定義されるイラクの8カ所の大統領関連用地での、委任された課題の履行のための、初期のおよびそれに続く立ち入りについて、次の特別な手続きが適用されることに合意する。
 - (a) この目的のために、国連事務総長がUNSCOM委員長およびIAEA事務局長と協議のうえ、特別グループを設置する。このグループは、国連事務総長に任命された上級外交官と、UNSCOMとIAEAからの専門家から構成される。グループは、国連事務総長によって任命された長官によって率いられる。
 - (b) この作業の実行にあたって、特別グループは、UNSCOMとIAEAが確立した手続きの下で活動するとともに、安保理の関連諸決議に従って、大統領関連用地の特別な性質を仮定してつくり出される特定の詳細な手続きの下で活動する。
 - (c) 特別グループの活動と調査結果についての報告は、UNSCOM委員長により、国連事務総長を経由して、安保理に提出される。
5. 国連とイラク政府はさらに、これ以外のすべての場所、施設、設備、記録および運輸手段は、これまでに確立されたUNSCOMの手続きに従うことに合意する。
6. UNSCOMによって達成されたさまざまな軍縮の分野での前進と、その任務を完遂するためのさらなる努力強化の必要性に留意し、国連とイラク政府は、協力関係と、作業の効率、効果および透明性を向上させ、もって、UNSCOMが安保理に対し、安保理決議687(1991年)の主文22に基づく報告を迅速に行えるようにすることに合意する。
7. 制裁の解除は、イラクの国民と政府にとって、この上なく重要であることは明らかである。国連事務総長は、この問題を、安保理の各国に十分に留意させることを保証した。

付属文書

この了解覚書で合意された、対象となる8カ所の大統領関連用地は次の通りである。

1. 共和国宮殿大統領用地(バグダッド)/2. ラドワニヤ大統領用地(同)/3. シジユド大統領用地(同)/4. タクリート大統領用地/5. タルタル大統領用地/6. ジャバルマフル大統領用地/7. モスル大統領用地/8. バスラ大統領用地

各用地の地理的範囲は、国連事務総長により指名された国連専門使節団が実施した、イラクの「大統領関連用地」に関する調査に記録されており、1998年2月21日に国連事務総長がイラク副首相に宛てた書簡に添付されている通りである。(訳:川崎哲)

国連安保理決議1154(全文)

1998年3月2日、日英共同提案により、安全保障理事会第3858回会合にて採択

安全保障理事会は、

(前文)

イラクによる義務の遵守を規律する基準であるこれまでのすべての関連決議を想起し、

イラクが、決議687(1991年)その他の関連決議の下での義務を無条件かつ無制限に即時かつ完全に遵守することを確保することを決意し、

イラク、クウェイトおよび隣接国の主権、領土保全および政治的独立に対する全加盟国の責任を再確認し、

国連憲章第7章(注:「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」)の下で行動し、

(主文)(各節の見出しは訳者が便宜上つけたもの)

- 1. (イラクによる義務履行の早急かつ完全な実施)
関連安保理決議の下での義務の遵守に関するイラク政府の責任を確保するための国連事務総長のイニシアティブを賞賛し、かかる観点から1998年2月23日付のイラク副首相と国連事務総長により署名された了解覚書を支持し、その早急かつ完全な実施を期待する。
- 2. (大統領関連用地への出入り手続の策定)
国連事務総長に対し、UNSCOM委員長およびIAEA

事務局長と協議の上、大統領関連用地に関する手続の策定に関し、できる限り速やかに安保理に報告するよう要請する。

- 3. (不履行の際のもっとも深刻な結果)
イラク政府が、了解覚書において再度繰り返されているように、関連決議にしたがってUNSCOMおよびIAEAに対し、即時、無条件かつ無制限の出入りを認めるとの義務を履行することが、決議687の履行のために必要であるが、しかし、いかなる違反もイラク政府にとってもっとも深刻な結果をもたらすであろうことを強調する。
- 4. (対イラク経済制裁の解除について)
決議687に言う制裁期間に関する同決議の関連規定にしたがって行動すると意図を再確認する。また、イラクが、これまでの関連義務の不履行により、安保理がそのよう行動することができる時期を遅らせたことに留意する。
- 5. 国連憲章の下での責任にしたがって、本決議の履行を確保し、この地域の平和と安全を確保するために、この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。
(訳:既存の訳文に編集部が手を加えた)

参議院

(第141回臨時国会)

12月12日(金)

[国際問題に関する調査会]

●板垣正(自民):対外経済協力に関する小委員会調査報告

12月16日(火)

[決算委員会(閉会後)]

●緒方靖夫(共産):沖縄返還-秘密協定/日本側の負担費用
●水野誠一(さきがけ):防衛装備品納入代金過大請求事件

12月17日(水)

[決算委員会(閉会後)]

●栗原君子(新社):731部隊(関東軍防疫給水部)



1998年

衆議院

(第142回通常国会)

1月19日(月)

[予算委員会]

●石井一(民友連):沖縄基地
●上原康助(社民):沖縄基地-普天間/振興策
●村田吉隆(自民):危機管理-防災計画の強化整備

1月20日(火)

[予算委員会]

●西村眞悟(自由):①旧日本軍による英国人捕虜の扱いに対する首相の謝罪文:②わが国にお

国会レポート

衆議院(1997.12.5~1998.1.31)

参議院(1997.12.18~1998.1.31)

(作成:佐藤毅彦)

けるスパイ問題-橋本首相元通訳中国人女性
1月21日(水)

[予算委員会]

●岩國哲人(民友連):旧日本軍による英国人捕虜の扱いに対する首相の謝罪文

●松沢成文(民友連):沖縄基地-普天間

●上原康助(社民):沖縄基地問題

1月26日(月)

[予算委員会]

●伊藤公介(自民):日口関係

1月28日(水)

[決算行政監視委員会]

●松浪健四郎(自由):ODA-関係資料開示

●田端正広(平和):ODA-会計検査

参議院

(第142回通常国会)

1月29日(木)

[予算委員会]

●広中和歌子(民友連):①対人地雷全面禁止条約-犠牲者支援ODA:②日米安保体制-冷戦後の意義:③沖縄基地問題-普天間基地移転問題

●島袋宗康(二共):沖縄基地-縮小/普天間

公開DS研究会

軍縮・安全保障問題研究会(DS研究会)は、軍縮・安全保障にかかわるテーマについての有志の勉強会です。平和運動家や研究者が集まり、自主的に運営されてきました。

今年から公開研究会とし、一般の方々にも広く参加を呼びかけることとしました。ピースデポは、活動者、研究者の養成プロジェクトのひとつとして、この活動を後援しています。

第1回を次のとおりご案内します。

日時:1998年4月12日(日)

午後2時~5時

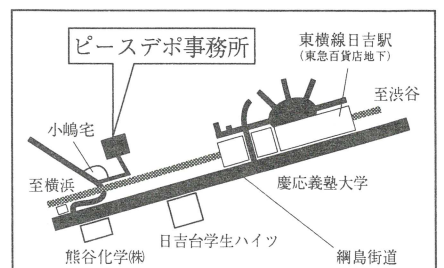
会場:ピースデポ事務所

(東横線日吉駅下車徒歩7分、地図参照)

テーマ:在日米軍の環境管理基準

会費:1,000円(資料代含む)

連絡先:ピースデポ(担当:笠本)



日誌

1998.2.6~3.5

(作成:笠本丘生、田中利昌)

CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/SLBM=水中発射弾道ミサイル/START=戦略兵器削減条約/WB=ホワイト・ビーチ/沖縄振法=沖縄振興開発特別措置法

●2月6日 KEDO理事国大使級会議、ニューヨークで軽水炉建設費用分担の協議。韓国、財政事情悪化から費用拠出「厳しい」と述べる。

●2月6日付 1960年代、ムルロア環礁での仏核実験で住民が「死の灰」。仏、危険予測も避難勧告出さず、汚染確認後も30年放置。仏週刊誌報道。

●2月10日 米キャンベル国防次官補代理、韓国の経済危機受け、米が中国にKEDOへの支援要請中と明かす。

●2月13日 東京都、「第五福竜丸」のエンジン引き取り決定。秋には都立夢の島公園で野外展示。

●2月14日付 口軍実施のSLBM空中爆破処理は、環境に悪影響のある液体燃料の旧型との疑惑。口軍は固体燃料ミサイルを爆破と主張。

●2月15日 米下院「テロリズムおよび非常常兵器作業部会」、イラクが約12kgの高濃縮ウラン235などをスーダンに移転、などとする報告書。

●2月16日 創価学会青年部、核兵器禁止条約の2000年までの締結求める約1301万人分の署名集まる、と発表。今年4月のCDへ提出。

●2月20日 広島市議会開会、原爆資料館外部委託のための条例改正案など上程。

●2月21日 米・核時代平和財団のクリーガー会長、広島訪問。創価学会の県内分約50万人の署名受け取る。

●2月23日 高知県、「非核神戸方式」適用のための県港湾施設管理条例改正見送り決定。外務省の否定的見解を地元選出代議士が県側に伝達。

●2月24日「神戸方式」採用めざす高知県への外務省の「横やり」で、原水禁・兵庫、外務省と仲介した中谷代議士に抗議文郵送。

●2月24日 仏国民議会(下院)、CTBT批准承認案を大多数で可決。3月には上院でも可決の見通し。

●2月24日 4月開設の広島平和研究所の初代所長に明石・前国連事務次長の就任が決定。

●3月1日 米空軍戦略司令部の内部文書で、イラクなどの生物・化学兵器使用に対し、核報復の可能性明記、と判明。

●3月4日 エリツィン大統領、新原原子力相アダモフ氏任命、核抑止力の保持などへの努力を指示。

●3月5日 米エネルギー省、3月下旬にネバダ実験場で、3回目の未臨界核実験を実施と明かす。(本号参照)

沖縄

●2月6日 大田知事、海上基地受け入れ反対を正式表明。

●2月6日 橋本首相、大田知事の反対表明受け、普天間基地返還問題は当面凍結、との認識示す。

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

合本 I

第1号(1996年7月15日)～第49・50合併号(1997年8月1日)



平和資料協同組合(ピースデポ)

●2月8日 名護市長選投票開票日。投票率82.35%、岸本建男氏16,253票、玉城義和氏15,103票。岸本氏初当選。

●2月8日 米国防務省のフォーリー副報道官、海上基地について唯一の選択肢ではない、と発言。しかし、国防務筋などは別構想があることを否定。

●2月9日 在沖米海兵隊第12海兵連隊第3大隊所属の約140人、東富士演習場で実弾砲撃訓練を開始。

●2月9日 岸本新名護市長、海上基地問題で、受け入れ容認の立場にはない、と述べ政府と県の調整に委ねる意向を表明。

●2月11日 強襲揚陸艦ベローウッド、WBに停泊していることを確認。

●2月12日 社民党、海上基地問題で「基地問題小委員会」(仮称)を設置。在沖海兵隊の国外移設の可能性を探る方針。

●2月12日 キャンプ・ハンセン内演習場で火災発生。火災原因は5.56ミリえい光弾。被災面積は約400平方メートル。

●2月13日 キャンベル国防次官補、海上基地問題で移転なければ残留、と発言。更に代替案を出せば柔軟に対応することを示唆。

●2月13日 強襲揚陸艦ベローウッド、WB出港。

●2月16日 秋山防衛事務次官、海上基地案以外の選択肢はない、との見解を表明。

●2月17日 大田知事、県議会の2月定例会で所信を表明。初めて海兵隊の削減に言及。

●2月17日 那覇防衛施設局、98年度予算案の沖縄関係の基地周辺対策経費等の関係市町村への説明会を開催。

●2月17日 島口・那覇防衛施設局長、普天間基地の代替施設を県外に求める可能性を否定。

●2月19日 沖縄県、海上基地問題で意見聴取した84団体を公表。賛否内訳は、賛成25、反対37、知事一任8、その他14。

●2月19日 スローコム国防次官(政策担当)、海上基地は唯一の選択肢、と発言。

●2月26日 日米合同委員会、嘉手納基地北側に遮音壁を建設し、SACOの下部組織「SACO実施部会」の設置に合意。

●3月1日 読谷村長選投票開票日。同村前助役の

「核兵器・核実験モニター」

合本完成

ご注文ください

第1号(96.7.15)～第49・50合併号(97.8.1)をまとめた合本 I が完成しました。

頒価:ピースデポ会員 ¥3,000

非会員 ¥4,000

(ともに送料込み)

同封の注文票に記入し、郵送かFAXでお申し込み下さい。図書館などにご推薦下さい。これを機に平和資料協同組合(ピースデポ)に入会される方は、会員価格で購入できます。

安田慶造氏初当選。投票率58.73%。

●3月2日 キャンプ・ハンセン内演習場2カ所で火災発生。原因は5.56ミリえい光弾。

●3月2日 米会計検査院(GAO)報告書発表。SACO最終報告の3つの海上基地案に技術、環境上「問題点が多い」と指摘。

●3月2日付 安波訓練場の返還実現の見通し。土地返還に関してSACOの合意事項が実現されるのは初。

●3月3日 大田知事、県議会2月定例会で、在沖海兵隊のグアム移転を主張。

●3月3日 赤土流出が問題となっているギンバル訓練場で民間ヘリで、植物の種子を「試験散布」。

●3月5日付 米兵の運転する車に轢かれ3人が死亡した事故で、初めて政府は賠償額と米軍慰謝料の差額を支払った模様。

沖縄のごよみ

◆4月19日 沖縄市長選告示

◆4月26日 沖縄市長選投票開票

◆4月28日 海上基地市民投票訴訟第1回口頭弁論

◆5月22日 嘉手納基地爆音訴訟控訴審判決日

◆11月 沖縄県知事選予定

◇◇◆◇◇

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

ピースデポの会員になって下さい。この「核兵器・核実験モニター」の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究にとりくんでいる平和資料協同組合(ピースデポ)の会員になって下さい。会員には、「モニター」と「会報」が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)会員にならず「核兵器・核実験モニター」の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

笠本丘生(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、田中利昌(ピースデポ)、中田眞里子(ピースデポ)、青柳絢子、佐藤毅彦、梅林宏道